

介護職員への処遇改善の取り組みについて

当施設では、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を取得し、介護職員の賃金改善及び処遇改善を実施しています。

1. ・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めています。
・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
2. ・介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら（資質向上委員会の設置）資質向上の目標の具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保しています。
・資格取得為の支援（研修受講等の為のシフト調整の継続）、継続的に資質向上を図る事を目的とした院内研修の実施（eラーニング）
3. 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設けている。経験に応じて昇給する仕組み

職場環境等

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 非正規職員から正規職員への転換
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講やより専門性の高い介護技術を習得する者に対する研修支援、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者の為の休業制度等の充実
- ・有休休暇が取得しやすい環境の整備
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援や研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・タブレット端末等のICT活用やセンサー等の導入による負担軽減

その他

- ・地域の小学校との交流
- ・地域に開かれた「秋祭り」を開催（コロナで休止中）
- ・地域開催イベント（祭り・公民館イベント等）への参加・展示（コロナで休止中）
- ・職員の増員（施設基準を上回る職員を配置することによる業務負担軽減）
- ・公民館だより（吾野地区・東吾野地区）を用いてのお役立ち情報提供（自宅でする栄養管理）
- ・地域の清掃活動 年4回（2月、5月、8月、11月）うち2回は市民清掃デーの前日の土曜日